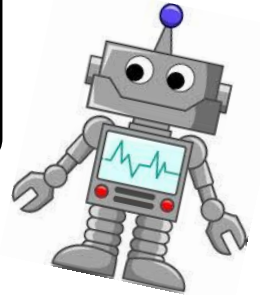


都立産業技術研究センターの 利用料の一部を補助します！

江東区では、新製品・新技術の開発や製品試験等のために都立産業技術研究センターを利用した場合の利用料の一部を補助いたします。



補助対象者

- 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、江東区内に主たる事業所を有すること
- 江東区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
- 前年度の法人住民税（個人事業主の場合は特別区民税）を滞納していないこと

補助対象経費

依頼試験、オーダーメイド試験、実地技術支援、試験機器の利用、オーダーメイド開発支援及び製品開発支援ラボを利用した場合に支払った利用料金（当該年度4月1日からの利用分）

補助金額

年度内に支払った補助対象経費の2/3以内で年度内15万円まで

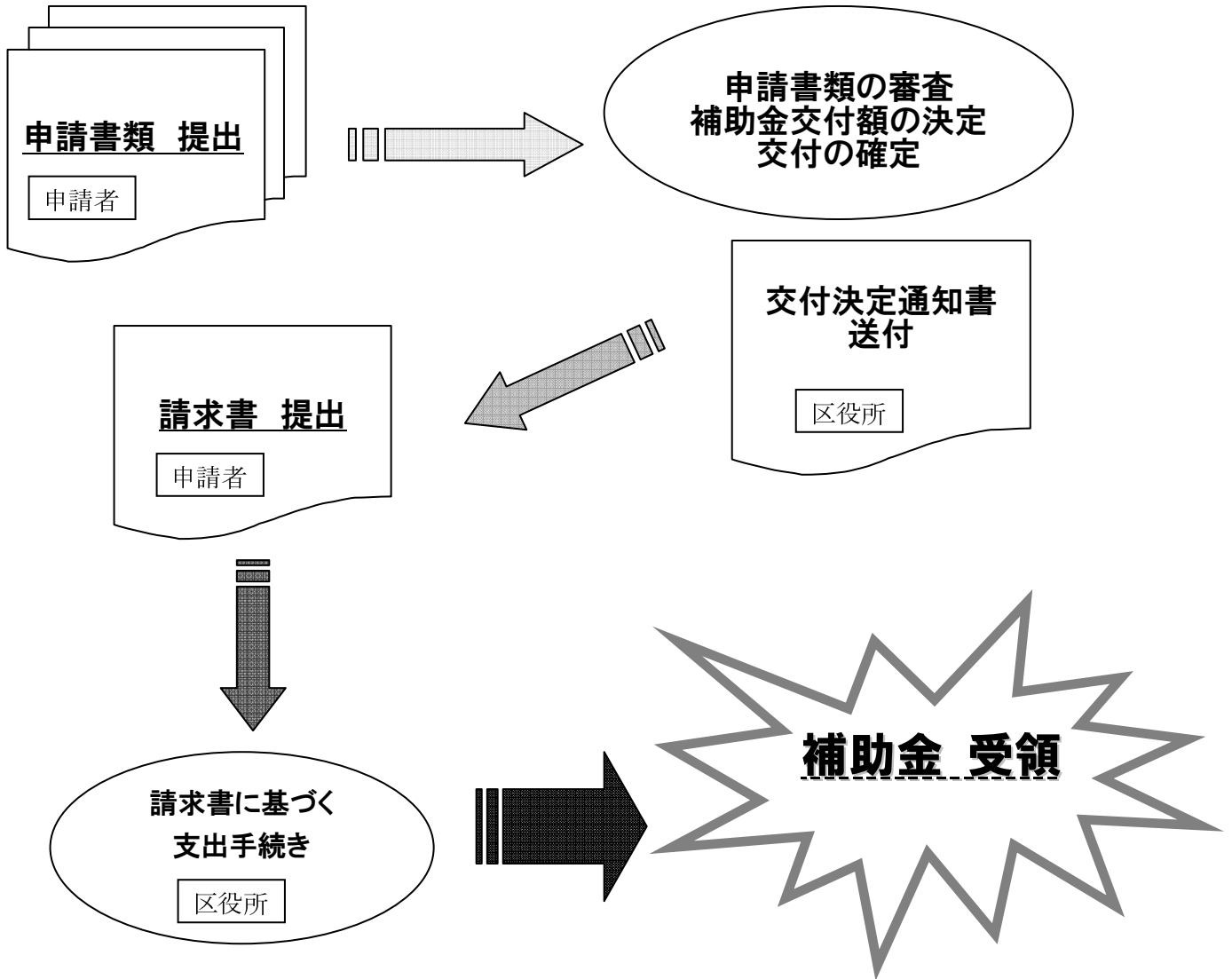
申請方法

補助金交付申請書に下記の書類を添えて、経済課 産業振興係に提出してください。

【 添付書類 】

- ① 経費内訳書
- ② 利用したことを証明する書類の写し（承諾書、請求書など）
- ③ 領収書または振込の帳票書類の写し
- ④ 法人住民税納税証明書の写し
- ⑤ 履歴事項証明書

補助金交付までの流れ



＊＊ 問い合わせ先 ＊＊

江東区 経済課 産業振興係 ☎ 3647-2332 (直通)
FAX 3647-8442

申請書類は、産業振興係窓口（区役所4階29番）
または江東区のホームページからもダウンロードできます。